

# 環境保全型農業に取り組む農家の意向に関する研究 —佐渡市の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を事例として—

小田幸<sup>1</sup>・木南莉莉<sup>1\*</sup>

(平成26年2月13日受付)

## 要 約

佐渡市は「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の施行により米部門には一定の効果もたらされている。しかし、米以外の部門での効果はほとんど見られず、今後は他部門にも効果をもたらせる「コベネフィット」を実現するための制度設計が求められる。そのためには、農家の意向を把握することが重要である。そこで本研究は、認証制度に取り組んでいる農家を対象とするアンケート調査の分析や個別農家への聞き取り調査の結果をもとに農家の認証制度への意向を明らかにすることを目的とする。

新大農研報, 66(2):85-104, 2014

キーワード：環境保全型農業、米の認証制度、農家の意向

## 1. はじめに

近年、生物多様性の保全が重要視されている。農業分野でも農法や農業施設でその傾向がみられるようになってきている。一方、米の消費量の低下や米価の低迷に伴い、米の付加価値を高めるためのマーケティングも盛んになってきている。しかし、従来は品質や産地、品種による価格形成が主だったものが、最近では地域の特徴を表すような生きものマークを使ってのブランド化を図る動きもみられるようになってきている。すなわち、生物多様性に配慮した農業生産を行うことで、他の品種との差別化を図り、米の付加価値を高めると同時に地域の自然・社会・経済環境の改善を図ることを目的とするのである。例えば、兵庫県豊岡市はコウノトリに配慮した水稲栽培「コウノトリ育む農法」を実践し、農業・化学肥料の削減、地元産資材の積極的利用を通じてコウノトリ育む農法の栽培面積を2003年の0.7haから2010年の219.5ha（作付面積の7.3%）までに大きく増大させている（出典：豊岡市HP）。

また、新潟県佐渡市はトキの野生復帰を目指し、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を推進し、2010年には、695戸の農家が認証米の栽培に取り組んでおり、栽培面積は1,234ha（全作付面積の2割程度）まで達している（出典：佐渡市HP）。このような環境保全型農業による農産物の生産は生物多様性への影響だけでなく地域経済にも影響を与えたと考えられる。本研究では、新潟県佐渡市を対象地として、農家調査を通じて同市の行う「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の実態と課題を明らかにすることを目的とする。

調査方法は、①資料・文献の査読により研究に関わる基礎知識の整理や既存研究に関するサーベイを行い、②佐渡市役所やJA 佐渡などの関係者への聞き取り調査、③取組み農家へのアンケート調査の分析や農家への聞き取り調査によって「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」に対する意向を明らかにする。

## 2. 既存研究のサーベイ

### (1) 定義・基礎的知識

#### 1) 生物多様性と環境保全型農業

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることであり生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生息の場のいかんを問わない）の間の変異性というものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルに分けられる。また、環境保全型農業とは農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくりを通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう（出典：農林水産省HP）。

#### 2) 生きものを育む農法

生きものを育む農法とは、農薬や化学肥料を削減するだけでなく、朱鷺を中心とした豊かな生態系を守り、生きものが暮らしやすい水田環境を作り出す農法のことである。具体的には、①水田、水路での江（深み）の設置、②ふゆみずたんぼ、③魚道等水路の設置、④ビオトープの設置のような取り組みにより、魚・昆虫などの動物や水辺の植物を育まれる。また、それらを餌とするサギやトキなどの鳥類にも暮らしやすい環境となり、豊かな生態系を創造することができる（出典：佐渡市HP）。

#### 3) 生きものマークとブランド化

国が策定した統一基準に基づく認証システムではないが、生きものマークのガイドブックには、「農林水産省の営みを通じて生物多様性を守り育む取り組みと、その産物等を活用した発信や環境教育などのコミュニケーション（必ずしもラベルを産物に貼ることを条件としているわけではない）を表す言葉」として定義されている。消費者が自社商品を他社商品と識別して、選択的に購買することを目的としている（出典：生きものマークガイドブック）。

<sup>1</sup> 新潟大学農学部

:Faculty of Agriculture, Niigata University

\* 代表著者：kiminami@agr.niigata-u.ac.jp

#### 4) 地域ブランド

ブランドとは、「もの」の価値と情報の組み合わせに対して、消費者がイメージを抱き信頼を置いているもののことである。そして地域ブランドとは、「地域との結びつきのあるブランド」であり、地域ブランド化するという事は、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、文化的、社会的）関係性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取り組みによって生み出されるものである。地域ブランドとして確立するためには、「もの」の価値（食味、安全性などの品質）を確立し、それを維持するためのブランド管理を行い、地域住民に認知され愛着を持たれることが必要となる。また、企業ブランドがイメージやその連想性が企業の保有する資源から発生し、経営資源の配列や特徴が分かりやすく、ブランド管理がしやすいのに対し、地域ブランドは経営資源の配列や特徴が統一ではなく、経営主体が不明確である。ブランド管理を行う上では、品質の基準をどのように定めるかが重要となり、品質基準を高く設定すると地域内の農産物の一部しかブランド化できなくなり、経済効果はあまり得られないと考えられている。しかし、品質基準を低くしてしまえば消費者の信頼を得られずブランドとしての意味自体なくなることや、水準の高い品質を保っている農家にとっては逆にマイナスになってしまう。このように品質基準の設定は難しく、地域ブランドの抱える課題としてブランド管理の問題があると考えられる（出典：鈴木聡・木南莉莉「地域ブランドに関する一考察」より）。

#### (2) 既存研究のサーベイ

林（2010）は生物多様性に配慮した農法は地域経済に対し正負両方の影響をもたらすことを考え、結果としてどちらが大きいかを把握し、生物多様性に配慮した農法が地域経済にプラスの影響を与え「コベネフィット」関係となっているのか、負の影響を与え「トレードオフ」の関係になっているかを明らかにしている。

具体的には兵庫県豊岡市における育むお米生産の事例を取り上げ、生物多様性に配慮した水稲生産が地域経済にどのような影響を与えるのかを産業連関表分析により評価し、(1) 米生産における慣行農法から育む農法への農法転換が地域経済にプラスの効果をもたらす「コベネフィット」を達成しているか、(2) 米生産における慣行農法から育む農法への農法転換が豊岡市環境経済戦略の目指す「環境と経済の共鳴」を達成しているか、という2点について検証している。産業連関表分析を行うにあたり、農業部門から米部門を独立させた上で、さらに慣行米部門と育むお米部門への分割を行い、38部門の産業連関表によって分析を行っている。

分析の結果として、育むお米への転換による地域経済効果を生産誘発係数でみると1.57と高い値を示していること、育むお米部門にもたらされるプラスの地域経済効果は慣行米部門のマイナスの地域経済効果を上回ること、地域経済にもたらされる効果の大半は米を生産する米部門にもたらされるものであり、他部門への効果はわずかであるということが明らかにされている。

しかしながら、育むお米への転換により米部門自身が経済的なメリットを享受するという「環境と経済の共鳴」が成り立っているものの、他部門へ経済的なメリットがもたらされるという「コベネフィット」はわずかであると考察されている。これらは、育むお米への転換を促進することが地域全体として経済的なメリットを享受することにつながり、行政が育むお米への

転換を政策として促進することの根拠の一つを示している。また、域内で生産される中間投入物をできる限り使用するという育むお米に求められた要件は「コベネフィット」の達成にも貢献するものであり、コウノトリの保全と地域経済への効果を両立させる方策としても意義があることが示唆されている。そして、現状ではあまり大きくない「コベネフィット」をさらに増大させるには、育むお米を域内で生産される財の中間投入物として利用したり、域内での育むお米の最終消費を拡大させたりすることで、育むお米の域内消費をさらに高めることが必要であると指摘している。

残された課題としては、一点目に産業連関表の修正の際にさまざまな仮定を設定しており、これが分析結果に与える影響については、付加価値率の大きさによる影響を検証したのみに留まっている点が挙げられる。二点目に産業連関表分析を適用したが、農家が育む農法への転換に際して抱える様々な課題については分析の範囲外となっていることが挙げられる。この分析は地域経済の視点からの分析であり、農家や他部門の生産者のミクロ的な分析は行われていないのである。

田中（2011）は、生きものマーク農産物の中でも取組み事例の多いお米（以下、生きものマーク米）に限定し、価格、販路や取組み内容等の戦略的な傾向を定性的に把握し、課題を抽出することで、今後の政策推進への寄与を目指すことを目的として調査を行っている。調査の方法としては、インターネット、新聞、学術雑誌、審議会、各種団体の発行誌などから二次情報を入手する方法で行い、2009年7月から2010年3月頃までの期間、情報収集を行い、また、一部は直接生産者や行政の担当者に聞き取り調査を行っている。分析可能な情報の入手できた生きものマーク米は全国に39事例あり、その中で直接生産者から情報を入手したものは2事例、行政の担当者から情報を入手したものが5事例であり、他のものはインターネット等の二次データを使用している。

調査の結果、生きものマーク米は1980年代から現在まで増加傾向にあり、今後も増加が予想される。現在の状況は、消費者の関心の高まりから、プレミアムを付け販売が可能なものもあり、生きものマーク米に対する社会のニーズは高まっているといえる。

今後の課題として、販路の開拓が挙げられる。第一次産業に従事しながら第三次産業としてのサービス業やセールス業の才能が求められていると言われている。現状では、生きものマーク米の各生産者が各々の人脈等を活用し販路を見出している。今後、新たに生きものマーク農産物の生産を始めようと考えている生産者が、地域内に協力して生きものマーク農産物の生産を行うことになった場合、(1) 栽培基準の統一、(2) 希望販売価格の決定、(3) 販路の開拓、(4) 利益の分配方法等をあらかじめ決めておく必要があると指摘している。

一方、消費者にとって生きものマーク米の判別指標は減農薬、減化学肥料であることを間接的な生物多様性保全指標とすることが多く、将来的にはこのような間接的指標だけでなく、本質的な生物種の保全指標でも判断されるようにしていく必要があるとしている。また、生産者はJAに出荷する場合には求められない販売面でのスキルが必要となる。それは、マーケティングリサーチやセールス能力、交渉能力等、一生産者としておいしいお米を作ることに専念してきた経営者が、販売者としてのスキルを持ち合わせることを要求されるようになっている。

さらに、生産者が単に生産するだけでなく、生産物に込められた取組の想いを消費者に広く知ってもらうことが必要とされ

ている。生産すれば必ずしも高く売れるわけではなく、行政を含めた様々な関係者が、生きものマークの取組みを戦略的に広めていかなくてはならない。また、生産物の高付加価値化のためには、減農薬、減化学肥料や無農薬、有機栽培等、生きものに配慮した栽培場の明確な基準が必要となる。これは、消費者への宣伝効果があると同時に、生産者同士で生きものマーク農産物の生産方法の基準等を明確にする手段ともなる。

生物多様性の観点から生きものマーク農産物を見ると、取組みの事例は増えているものの、絶対数はわずかであり、農林水産業を行う場に生息する生物の保全に多少寄与している段階である。

寺井ら（2008）は兵庫県豊岡市のコウノトリに関する波及効果を、豊岡市が「政策」として商品開発をしていない現状から、これからの商品開発が政策としてどのように関与できるかを考察することを研究目的としている。

研究にあたり、「コウノトリ育む農法」は豊岡市独自の農法であり、それが商品化されることによって地域ブランドとして付加価値が生み出されるのではないかと仮説を立てている。また、この研究では地域ブランドとは、「地域と密着していることを前提として地域が潜在的に持っている資源から望ましい地域のイメージを作り出し、その地域の姿をイメージに合わせて維持していくという努力を意味し、そしてその活動自体がイメージの創出となる。」と定義している。

研究の結果、地域ブランドの問題点として、地域ブランドとは地域固有の条件と地域の人々の創意工夫により作り出されるものであり、成功のための具体的な方策はそれぞれの地域ごとに異なってくるが、その特徴を踏まえたブランド化戦略の基本を押さえなければ、実践的な意味での「地域ブランド」が確立されることは難しいことが挙げられている。

今後の課題としては（1）ブランドの維持、（2）製造所との連携、（3）PRの方法、（4）コウノトリ復帰政策への還元の4点が挙げられている。つまり、「地域ブランド」の意味を理解し、行政と市民が一体となり運営体制やPRの方法を検討していくことが重要であるとし、新しいものと古いものが融合し、それをコウノトリブランドとして地域の活性化につなげていくことが重要であるとしている。

### 3. 「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の取り組み状況

#### （1）調査対象地の現状

##### 1）気候

佐渡市は佐渡沖を流れる対馬海流の影響で冬は本土より1～2℃気温が高く、積雪はほとんどない。また、夏は本土より1～2℃低く、比較的過ごしやすい気候である。日照時間は年ごとに差はあるが、平均1,630時間と全国的に見ても少ないと言える。また、降水量は1,506mmと新潟市と比較すると少ないが、全国の平均値とほぼ同じである。

##### 2）人口

近年の推移をみると、人口減少率が県の平均より高く、過疎化が進行していることが分かる。また、人口の減少と共に高齢化率も高まっており、平成22年時点で65歳以上の割合が36.9%と県の平均に比べ10%以上高くなっている。このように、佐渡市は過疎化と高齢化が深厚な問題となっている。

##### 3）産業

佐渡市の産業構造は、7割が第三次産業、2割弱が第二次産業、第一次産業は1割に満たず、全国的な構造と似ている。第一次産業は総生産額が10,499万円と全生産額の5.2%しか占め

ておらず、大きな産業とは言えないが、地域経済を支える重要な産業となっている。また、第一次産業就業人口の割合は22.1%と県平均の6.3%を大きく上回っている。しかし、就業人口の推移としては減少傾向にあり、他の産業に比べてもその人口は大幅な減少が見られる。

#### （2）「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」施行の経緯と内容

##### 1）施行の経緯

平成16年8月の台風の被害により佐渡産米はほぼ全滅し、それをきっかけに市場での競争力が低下し、米価の下落・販売不振が発生した。

それと同時に耕作放棄地の増加、朱鷺の住む里山の崩壊が危惧されるようになったことから、朱鷺の餌場確保と生物多様性に配慮した米作りを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証米制度」が施行されることになった。販売促進政策としては、大手スーパーでの販売による全国展開、新潟県内での大手量販店での販売、首都圏米穀店での販売等があり、情報の発信方法としては、観光部門との連携によるPR活動、首都圏・関西圏でのPRイベントの実施、兵庫県豊岡市「コウノトリの郷米」との連携PRイベントの開催、大手スーパーとの連携による店頭販売などが行われている。

##### 2）認証基準

「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の認証基準として、①生きものを育む農法（ふゆみずたんぼ、江、魚道、ピオトープの設置）で栽培されていること、②年二回の田んぼの生きもの調査の実施、③化学農薬、化学肥料を従来の慣行栽培方法の5割以上を削減すること、④エコファーマーの認定を受けた生産者であること、⑤佐渡で栽培されたお米であること、⑥タンパク質含有率6.2%以下であることの六つの基準を満たし栽培された米が「朱鷺と暮らす郷」として認定される。なお生きものを育む農法の各種設置要件は表1に示したとおりである。

##### 3）補助金の交付

佐渡市では、認証制度の要件の一つである生きものを育む農法に対して補助金を交付している。交付額については表2に示したとおりである。国の環境保全型農業直接支援対策と併せて申請することも可能である。

また、申請については、ふゆみずたんぼは10月末、江の設置は3月末が申請の期限となっており、佐渡市役所職員が実際に現地確認を実施し、基準を満たしているか確認を行った上で申請が受理され、補助金が交付されることになっている。また、生きもの調査については6月と8月の年2回を実施した際に記入した記録用紙の提出が必要となっている。

#### （3）「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の施行状況

##### 1）作付面積と取り組む農家数の動向

島内全体の作付面積は減少傾向にあるが、認証制度による作付面積は年々増加している。認証制度の作付面積は平成25年度で全体面積の約24%を占め、確実に佐渡市内での拡がりを見せている。制度開始の平成20年度から平成25年度では3.2倍の増加となっている（表3）。

また、作付面積が多いのは新穂、金井、畑野といった国仲平野に位置する地域となっている。このような地理的な要因以外にもこれらの地域ではトキを保護していた歴史があり、また放鳥されたトキが見られる地域でもある（表4）。

##### 2）現段階におけるの評価

佐渡市における「朱鷺と暮らす郷づくり認証米制度」の実施

表1. 設置要件

江	<ul style="list-style-type: none"> <li>江の長さは、おおむね畦畔の短辺の長さとなる。</li> <li>江は畦畔に沿って設置し、圃場の状況により「深さ20cm以上、水面幅30cm以上」又は、「深さ10cm以上、水面幅50cm以上」のどちらかとし、維持管理すること。</li> <li>江は、田植え後から8月中旬までの間、湛水又は湿地の状態となるよう維持管理すること。</li> <li>水路での江の設置（土側溝でも可能）の場合は、設置期間中は常時生きものが行き来できるように管理する。</li> </ul>
ふゆみずたんぼ	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月頃～翌年の2月末まで、水田の湛水又は湿地の状態を保持する。</li> <li>排水口及び暗渠は原則閉じる。ただし、湿地として維持管理できる範囲において水位調節や設備の維持管理等のために開閉することは構わない。</li> <li>給水口がある場合には、水が入るように開ける。可能な限り、水を引いて水田に入水する。</li> <li>水利権等で給水や圃場条件での湛水が難しい圃場は、トラクター等で溝を付け湛水する場所をつくる。</li> <li>適宜、巡回等を行い湛水状態の確認をする。湛水状態が悪い圃場の場合、畦際の耕起・畦塗り・代掻き等の実施も検討が必要。</li> </ul>
水田魚道	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田と排水路を魚道が行き来できるように繋ぐ水路を設置する。</li> <li>魚道の形状は特に問わないが、魚類が遡上できるように設置すること。</li> <li>常時魚道に水が流れることが最良だが、最低でも雨天時等にオーバーフロー水が流れるように設置することが必要。</li> </ul> <p>魚道の種類には、波付き丸型水田魚道、千鳥X型水田魚道、双翼型水田魚道、垂直水田魚道の4種類がある。</p>
ビオトープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビオトープと水田が水路でつながっていることが必要。（水路を介して水田に水がない時の生きものの逃げ場となる）</li> <li>ビオトープには常時湛水され、背の高い植物が茂らないように管理すること。</li> <li>認証制度該当農家はビオトープ管理計画の作成、作業日誌の作成が必要。</li> </ul>

出所：「佐渡地域多様な生きものとの共生指針」より作成

表2. 認証制度の交付額

ふゆみずたんぼ	2,000円／10a
江の設置	3,000円／10a
魚道設置	4,000円／基
二項目加算	3,000円／10a
生きもの調査	4,000円／経営体

出所：佐渡市役所農林水産課への聞き取り調査により作成

表3. 作付面積の動向

年度	認証制度			主食用水稲作付(全体)			割合(認証米/全体)	
	農家数	面積		農家数	面積		農家数	面積
H20	256人	426ha	4,268,330㎡	7,120人	5,913ha	59,137,260㎡	3.6%	7.2%
H21	510人	862ha	8,628,150㎡	6,875人	5,804ha	58,042,120㎡	7.4%	14.9%
H22	651人	1,188ha	11,883,650㎡	6,685人	5,678ha	56,783,510㎡	9.7%	20.9%
H23	685人	1,307ha	13,078,870㎡	6,412人	5,665ha	56,654,450㎡	10.7%	23.1%
H24	684人	1,367ha	13,670,610㎡	6,222人	5,591ha	55,917,654㎡	11.0%	24.4%
H25	622人	1,334ha	13,341,060㎡	5,987人	5,485ha	54,859,140㎡	10.4%	24.3%

出所：佐渡地域振興局農林水産振興部への聞き取り調査により作成

表4. 地区別作付面積

地区名	合計面積 (㎡)					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25(暫定)
両津	443,910	606,210	865,170			1,133,420
相川	135,220	181,580	398,840			595,650
佐和田	159,450	238,280	591,050			747,120
金井	1,056,790	2,148,560	2,708,550			3,092,380
新穂	1,322,680	2,927,160	3,788,720			4,417,520
畑野	524,180	1,356,150	2,072,430			2,096,970
真野	150,330	514,500	738,990			852,840
小木	52,330	143,490	116,530			186,000
羽茂	239,270	269,870	239,090			215,740
赤泊	184,170	242,350	314,280			425,370
合計	4,268,330	8,628,150	11,833,650			13,763,010

出所：佐渡地域振興局農林水産振興部への聞き取り調査により作成

は既に点から面へと島全体に渡っている。そして制度の実施により様々な効果が表れている。制度の施行による現段階における成果として、以下の点が挙げられる。まずは、佐渡産米コシヒカリのブランド化の成功によって認知度が向上し、販売量の拡大に成功したといえる。制度が施行されるまで毎年多くの在庫を抱えていたが、制度が施行された平成20年度産の米は全て売り切り、市場での競争力を回復させたのである。また、この制度の施行により、島内での環境保全型農業に取り組む農家は増加し、栽培面積からも平成20年度の420haから平成22年度の1,234haと大きな増加を遂げている。因みに、佐渡市では平成24年からは全島で5割減栽培が実施されるようになり、水田環境の整備による朱鷺の餌場や餌生物の増加が推測されており、「環境と経済の共鳴」が成り立っている。今後は他部門への経済的なメリットがもたらされる「コベネフィット」を実現することが求められる。そのためには農家の意向を十分に把握することが重要である。以下ではアンケートと聞き取り調査を通じて、農家の「認証制度」への意向を明らかにする。

#### 4. 「認証制度」に対する農家の意向

(1) アンケート分析：「平成23年度朱鷺と暮らす郷づくりに関するアンケート集計報告書」に基づいて

##### 1) 分析のデータ

本研究では朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会が平成23年10月に朱鷺と暮らす郷づくり認証米生産者を対象(配布者688名、回答者：567名(回収率82.4%))に実施したアンケート調査の結果に基づいて分析を行う。なお、データ集計者は(社)佐渡生きもの語り研究所である。また、分析にあたり、問12(畦の草刈について)、問15(認証米を日本一のブランドに育てたいか)は、質問の意図が不明確や回答条件を明記していなかったため、省略している。さらに、元の集計結果に対して年代別、地区別、認証米栽培歴別に集計し直した上、分析を加えている。アンケートの詳細は付表参照。

##### 2) 分析の結果

###### 問1. 回答者の属性

まずは、対象者の属性を見る。アンケート回答者の70%が60歳以上であり、取り組む農家の高齢化が顕著に表れている

(図1-1)。また、回答者の84%が男性である(図1-2)。そして、取り組み農家を地区別にみると、新穂、畑野、金井の3地区で49%を占めている(図1-3)。両津地区を含め、平野部では朱鷺を保護していた歴史があり、放鳥されたトキが見られることは取組みに繋がる一方で、中山間地を抱える地域では取組みの割合が比較的低くなっている。取組み年数が3年以上の割合は70%近く占めている(図1-4)。

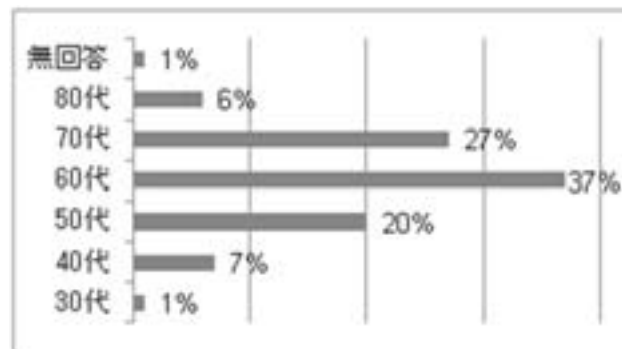


図1-1 アンケート回答者の属性 (年代別)

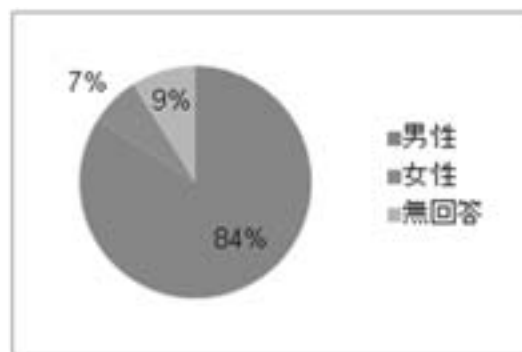


図1-2 アンケート回答者の属性 (性別)

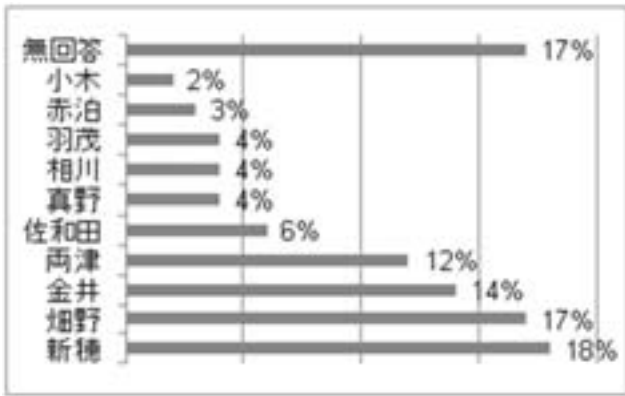


図1-3 アンケート回答者の属性 (地区別)

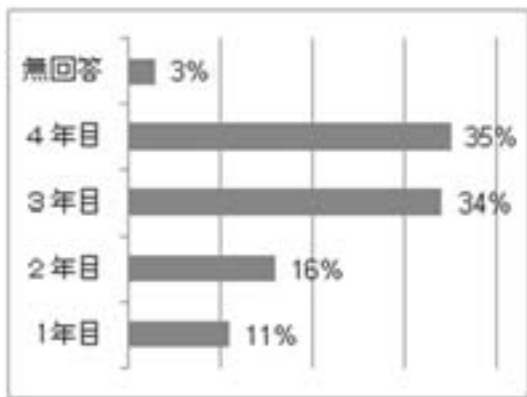


図1-4 アンケート回答者の属性 (認証米栽培歴別)

問2. 佐渡市認証米に取り組んだ動機を教えてください

認証米に取り組んだ動機としては、「野生復帰を農家の立場で応援するため」や「佐渡にふさわしい米づくりであるから」等の農家の社会貢献、佐渡の農家としてのプライド等の理由が57%、「補助金や助成金を受けて低迷する米価を補填するため」や「米を高く売るため」等の米価への期待や価格補填への期待等の現実的な理由が37%となっている(図2-1)。

年代別に見ると、30～40代の若い世代では、「補助金や助成金を受け米価を補填するため」、「米が高く売れるため」といった現実的な理由が多く見られる。一方、70～80代では、「佐渡にとってふさわしい米づくりだから」、「トキの野生復帰を農家の立場で応援したいから」という回答が多い(図2-2)。認証米栽培歴別にみると、「トキの野生復帰を農家の立場で応援したい」という回答には、栽培歴が増えるほど回答の割合が増える傾向が見られている(図2-3)。さらに、地区別の動機の傾向としては、真野、両津地区で「トキの野生復帰を農家の立場で応援したい」の回答の割合が高い。また、「米が高く売れるため」と回答した農家はどの地区においても少ない(図2-4)。

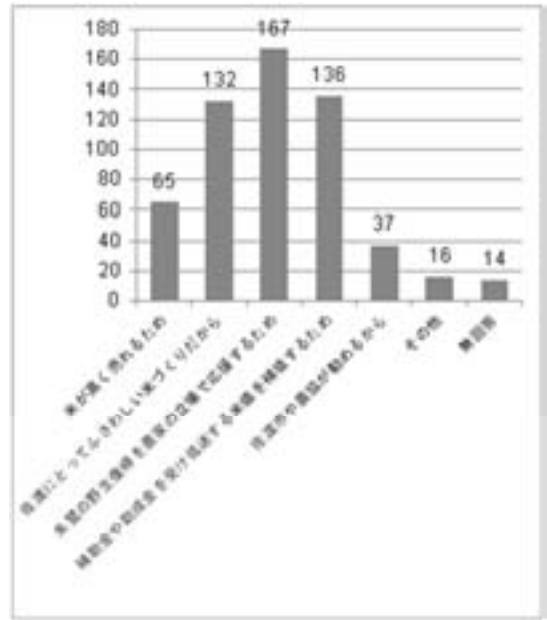


図2-1 佐渡市認証米に取り組んだ動機 (全体)

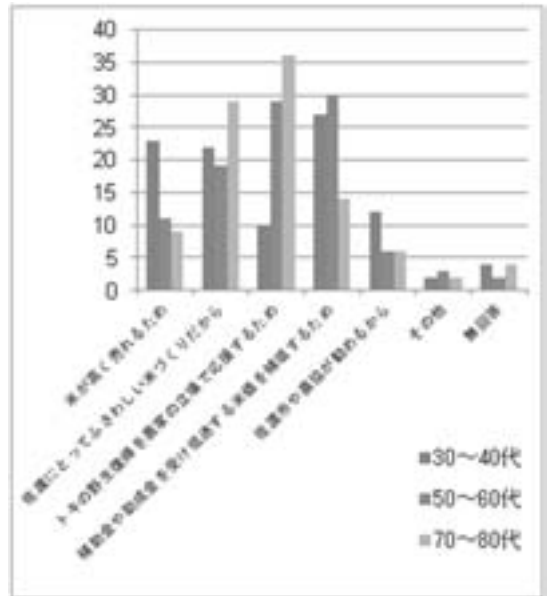


図2-2 佐渡市認証米に取り組んだ動機 (年代別)

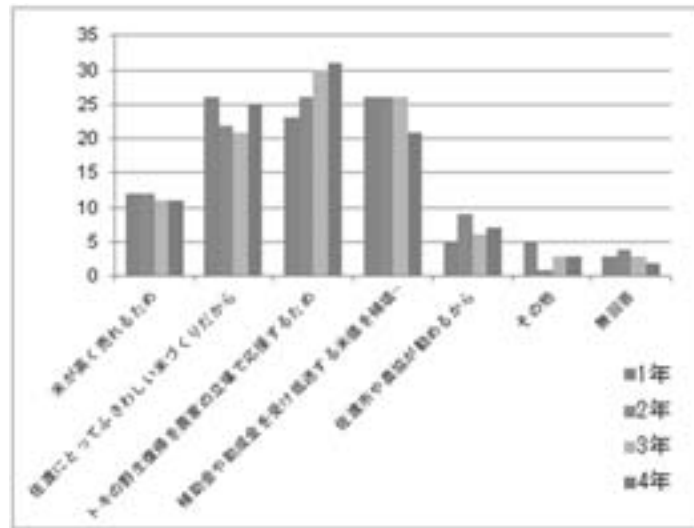


図2-3 佐渡市認証米に取り組んだ動機 (地区別)

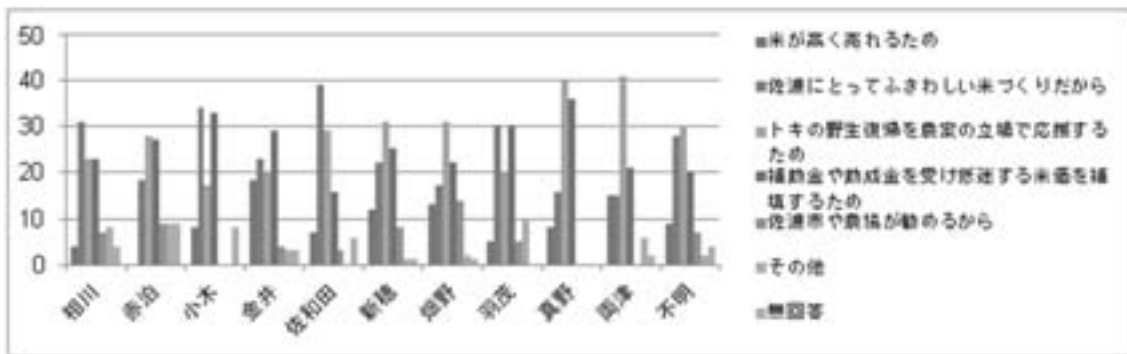


図2-4 佐渡市認証米に取り組んだ動機 (認証米栽培歴別)

問3. あなたは、佐渡で農業をすることに幸せ (喜び・やりがい) を感じていますか

佐渡で農業をすることに喜びを感じている農家が57%と過半数を超えるが、その他の意見として、農業の先行きが見えない、米価低迷により経営が苦しい等、幸せと感じていない農家もいることが分かる (図3-1)。また、年代別に見ると30~40代に比べ50歳以上の農家の方が比較的佐渡で農業をすることにやりがいを感じていることが分かる (図3-2)。一方、地区別にみると、赤泊、真野地区で「非常にそう思う」、「ややそう思う」の回答の占める割合が他の地区に比べ高くなっている。また、小木、金井地区では「ふつう どちらともいえない」という回答の占める割合が高い (図3-3)。栽培歴別に見ると、栽培歴1年の農家で「非常にそう思う」と回答した割合が高くなっている。栽培歴2年の農家で「ふつう どちらともいえない」という回答の割合が高くなっている (図3-4)。

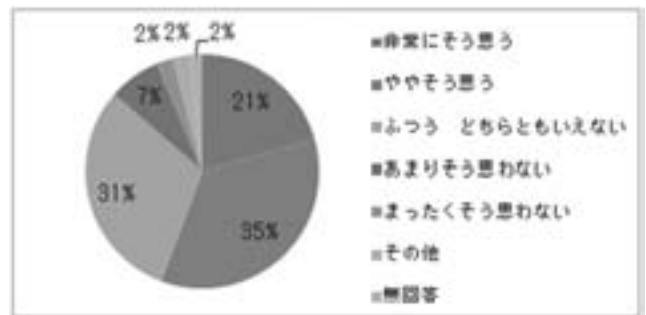


図3-1 佐渡で農業をすることに幸せ (喜び・やりがい) を感じているか (全体)



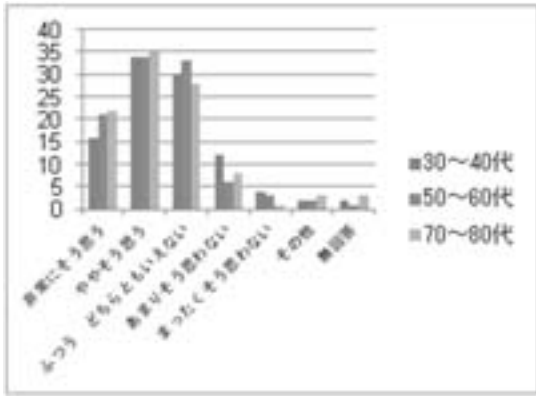


図3-2 佐渡で農業をすることに幸せ（喜び・やりがい）を感じているか（年代別）

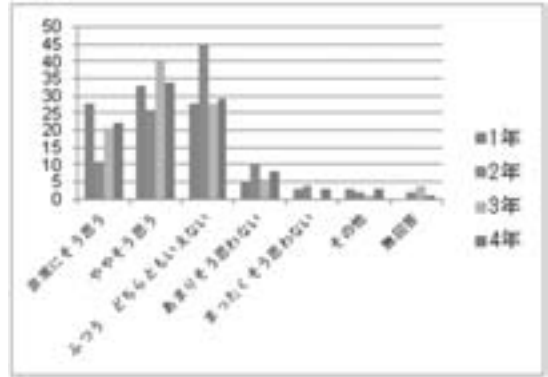


図3-3 佐渡で農業をすることに幸せ（喜び・やりがい）を感じているか（地区別）

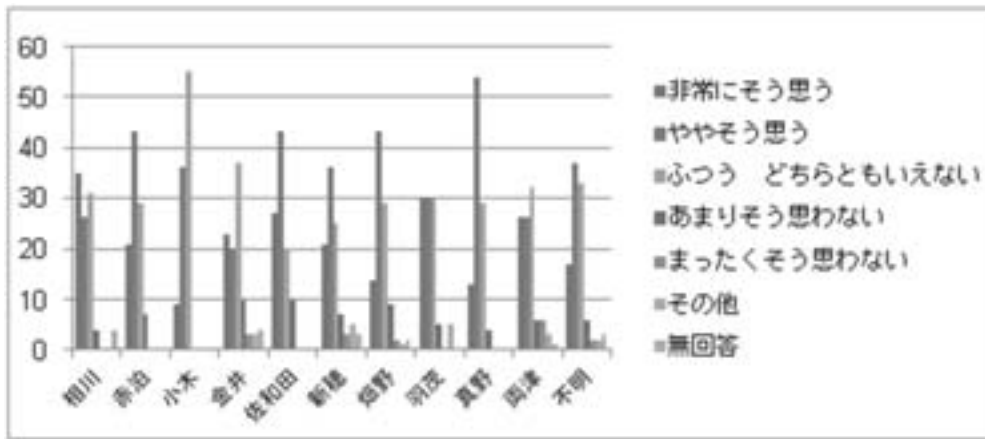


図3-4 佐渡で農業をすることに幸せ（喜び・やりがい）を感じているか（認証米栽培歴別）

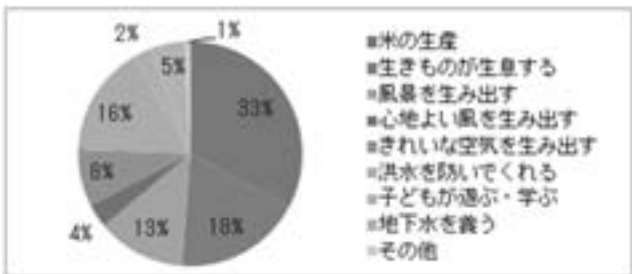


図4-1 田んぼの役割について思うこと（全体）

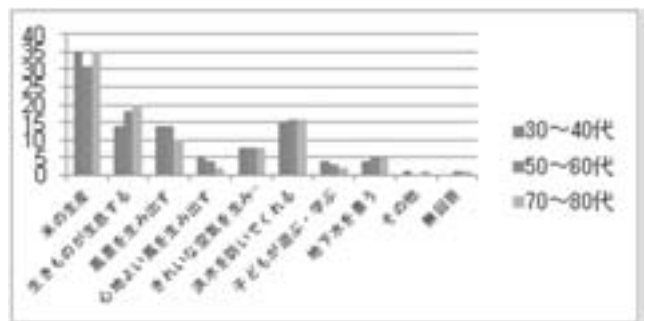


図4-2 田んぼの役割について思うこと（年代別）

問4. 田んぼの役割についてあなたが思うところを教えてください

「米の生産」が33%と最も高いが、それ以外の多面的機能をあげる農家が67%を占め、田んぼを単に米を生産する場としてだけでなく、併せて環境保全の機能も有していると考え

える農家が多いことが分かる（図4-1）。一方、年代別や地区別では全体との違いはなく（図4-2、図4-3）、栽培歴が長いほど田んぼの役割として生きものが生息する場所として考えているようである（図4-4）。



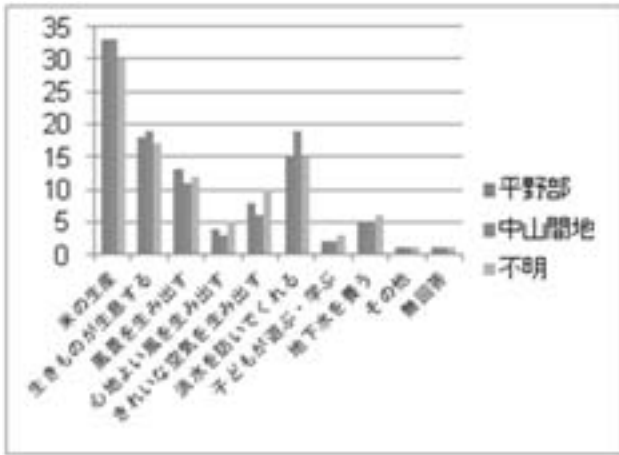


図4-3 田んぼの役割について思うこと（地区別）

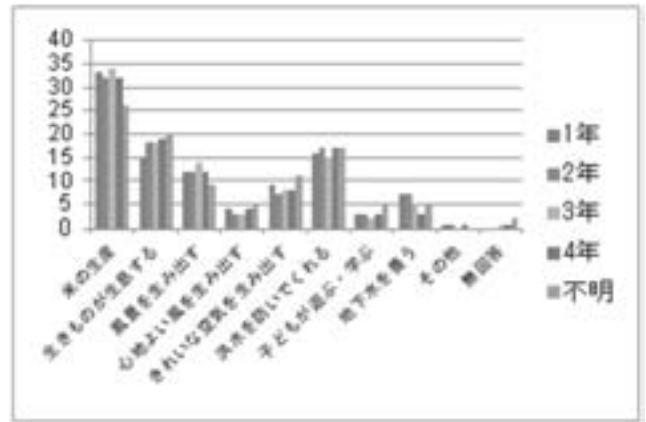


図4-4 田んぼの役割について思うこと（認証米栽培歴）

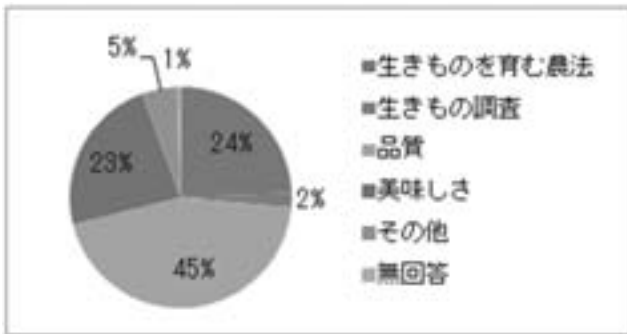


図5-1 佐渡市認証米で特に力を入れなければならないことは何か（全体）

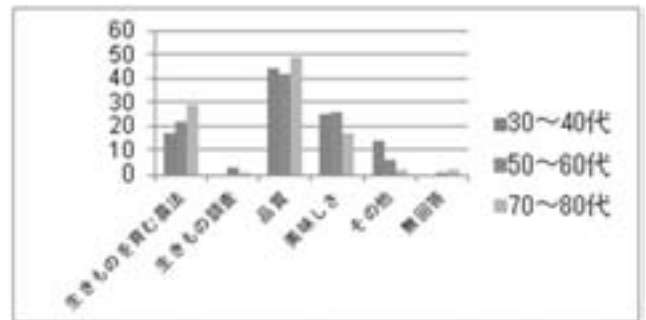


図5-2 佐渡市認証米で特に力を入れなければならないことは何か（年代別）

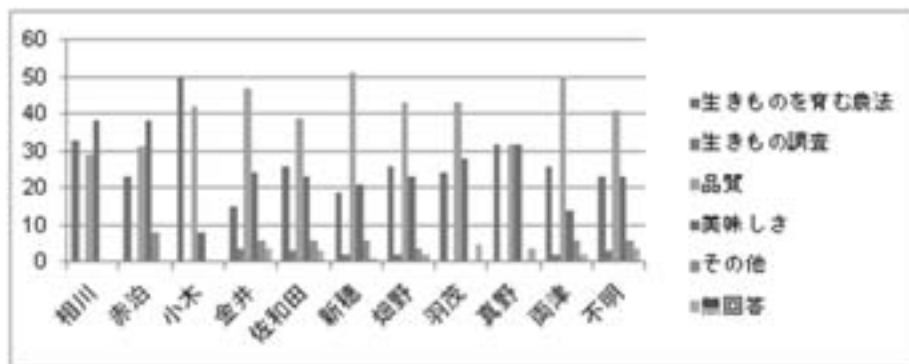


図5-3 佐渡市認証米で特に力を入れなければならないことは何か（地区別）

問5. 佐渡市認証米で特に力を入れなければならないことは  
佐渡市の認証米で特に力を入れなければならないこととして、最も多い回答は「品質」で45%を占めており、次いで「生き物を育む農法」と「美味しさ」の順となっている（図5-1）。年代別にみると、年代が上がるほど、「生き物を育む農法」の

回答の割合は高くなってきている（図5-2）。また、栽培歴が長くなるほど「品質」の回答が減少し、「生きものを育む農法」が増えている（図5-4）。

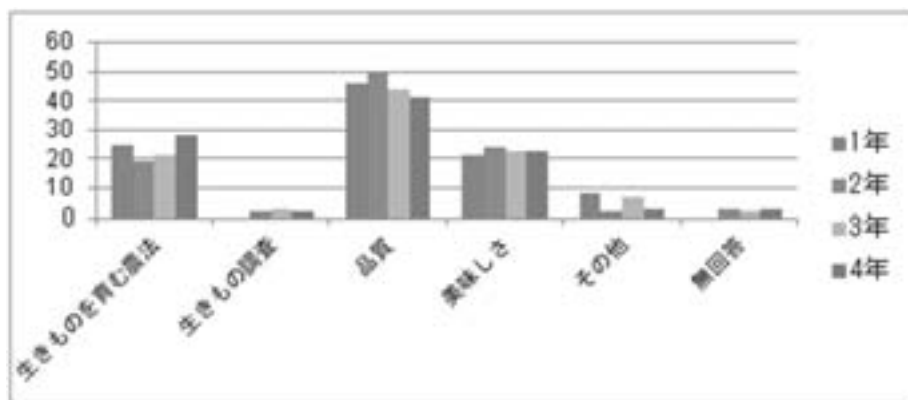


図5-4 佐渡市認証米で特に力を入れなければならないことは何か (認証米栽培歴別)

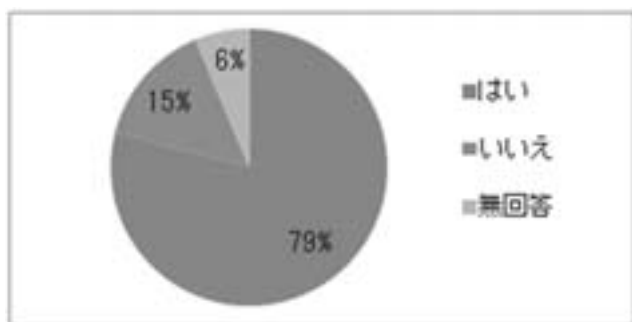


図6-1 認証米の要件に生きもの調査は必要か (全体)

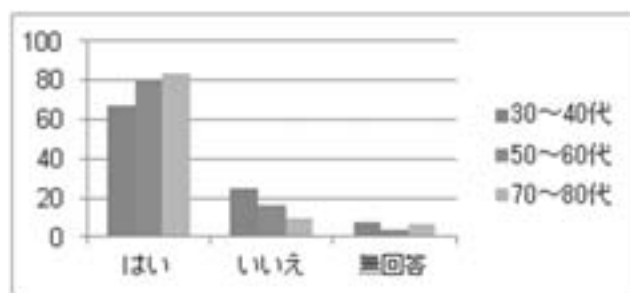


図6-2 認証米の要件に生きもの調査は必要か (年代別)

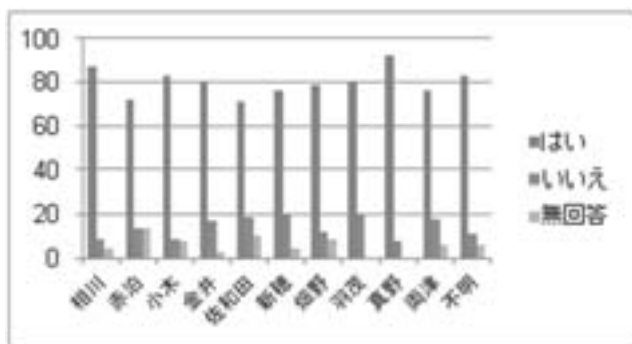


図6-3 認証米の要件に生きもの調査は必要か (地区別)

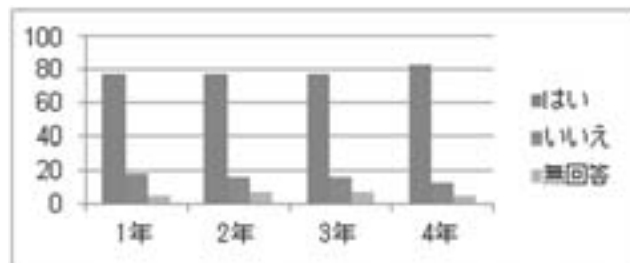


図6-4 認証米の要件に生きもの調査は必要か (認証米栽培歴別)

問6. 佐渡市認証米の要件に、生きもの調査は必要と思いますか  
 回答者のうち、84%の農家が生きもの調査は必要であるとしており (図6-1)、年代が上がるほど、認証要件に生きもの調査は必要であると回答している (図6-2)。また、平野部よりも山間部の方が生きもの調査は必要であるとの回答率が若干高くなっている (図6-3)。さらに、わずかな差であるが、栽培年数が増えるほど認証要件に生きもの調査は必要であると回答している (図6-4)。

一方、記述部分から「いいえ」と回答した農家の意見としては、5割減減にしたことで環境はよくなって生きものは増えているのでは、時間的余裕がない、調査結果を農家に還元していない等の理由があげられた。

問7. あなたにとって田んぼの生きもの調査を実施する意義は何ですか

また、生きもの調査を行う意義として最も多いのは、「減農薬・有機農業の効果を確かめるため」となっており、次いで「農産物に付加価値をつけるため」も多く、環境意識の強さや環境に付随した農産物のブランド化意識が高いことを窺えると同時に「環境支払いの支援金をもらうため」と答えたものも14%いる (図7-1)。また、30~40代では「農産物に付加価値をつけるため」、「環境支払いの支援金をもらうため」と回答した農家が多く、50代以上の農家では「減農薬・有機農業の効果を確かめるため」という回答の割合が高い (図7-2)。地区別にみると中山間地の方が「減農薬・有機農業の効果を確かめるため」と

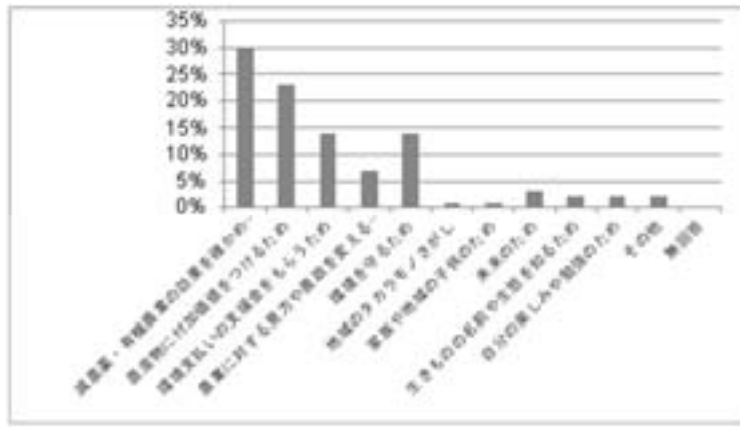


図7-1 生きもの調査を実施する意義（全体）

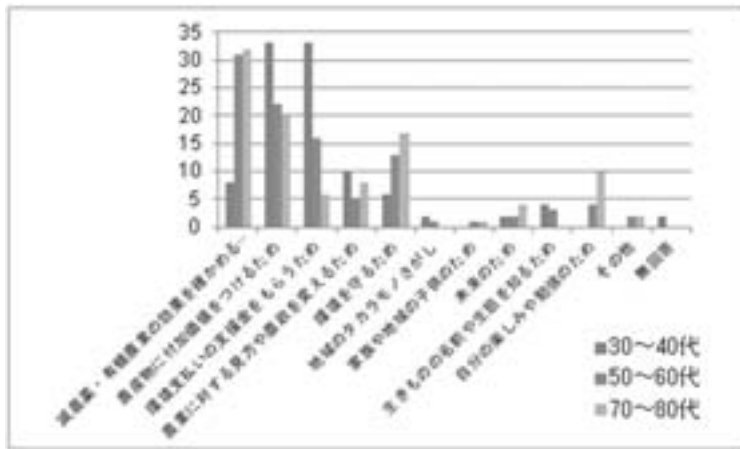


図7-2 生きもの調査を実施する意義（年代別）

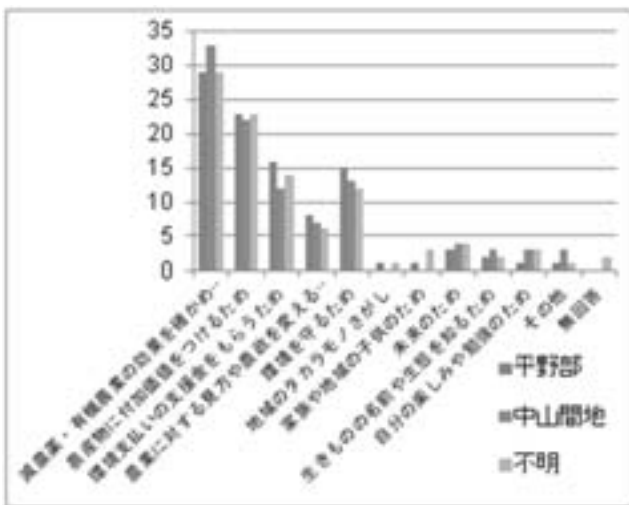


図7-3 生きもの調査を実施する意義（地区別）

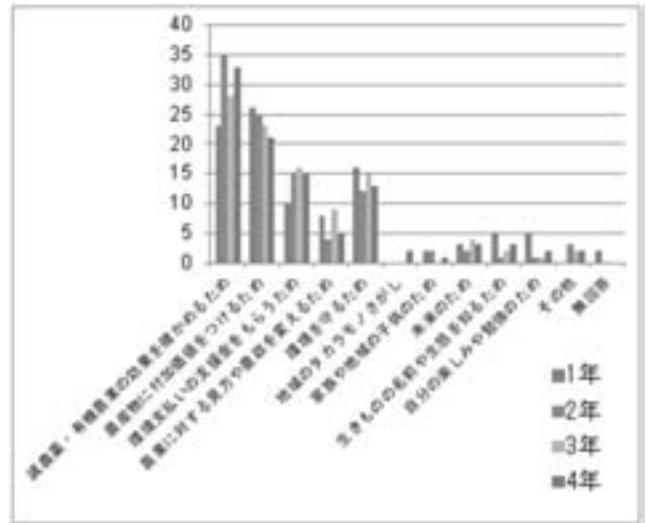


図7-4 生きもの調査を実施する意義（認証米栽培歴別）

いう回答が多い。

一方、平野部では他の地区と比べ、割合が高いのが「環境を守るため」と「環境支払いの支援金をもらうため」となっている(図7-3)。さらに、栽培歴2年と4年で「減農薬・有機農業の効果を確かめるため」という回答が特に多くなっている(図7-4)。

問8. 田んぼの生きもの調査は、楽しいですか

全体として「非常にそう思う」「ややそう思う」といった楽しいと感じている回答は43%、「ふつう どちらともいえない」は36%であり、生きもの調査に対してポジティブに捉えており、苦痛に感じていない農家が大半を占めている(図8-1)。年代別にみると70～80代の農家では生きもの調査は楽しいという回答の割合が高い。一方、30～40代の若い世代では、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の回答が比較的多くなっている(図8-2)。また、地区別にみると、相川地区では他の地区に比べ「非常にそう思う」の回答割合が突出して高い(図8-3)。栽培歴別にみると、栽培歴1年の農家では「生きもの調査が楽しい」と「まったくそう思わない」の回答割合が共に最も高くなっており、同じ栽培歴でありながら、生きもの調査に対する考え方は異なっていることが分かる(図8-4)。

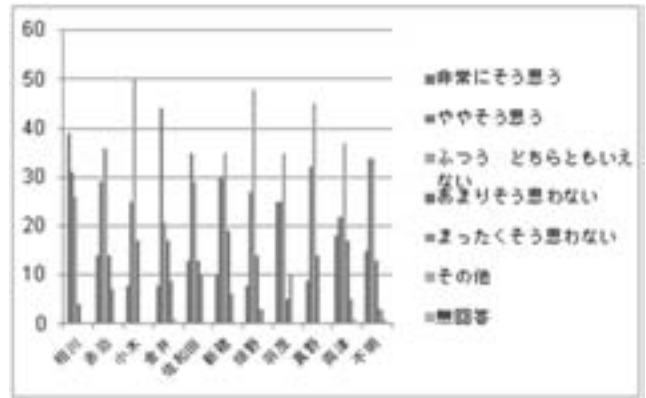


図8-3 生きもの調査は楽しいか(地区別)

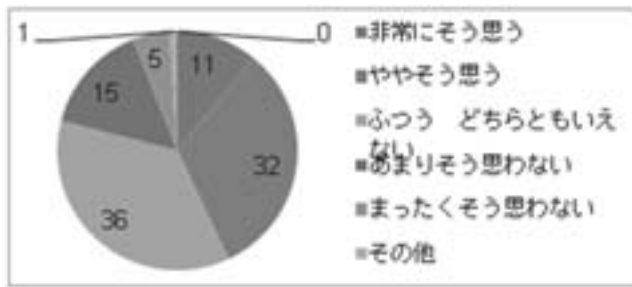


図8-1 生きもの調査は楽しいか(全体)

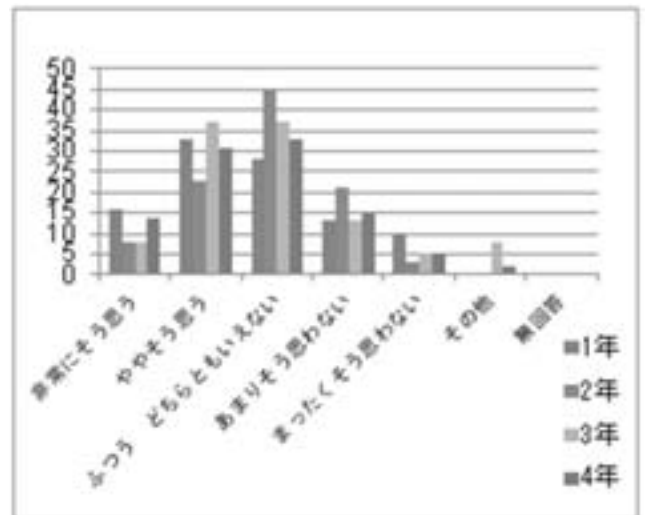


図8-4 生きもの調査は楽しいか(認証米栽培歴別)

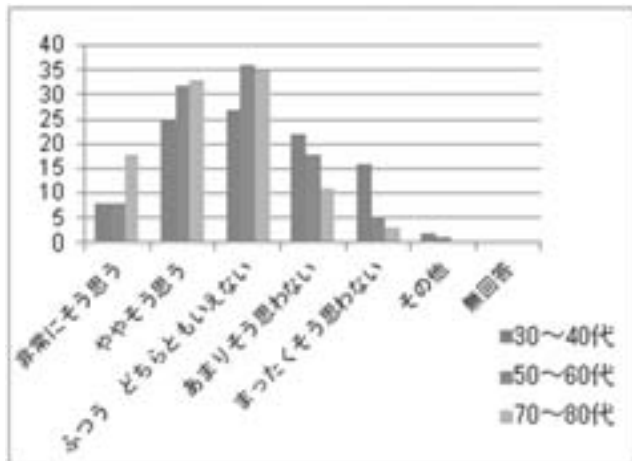


図8-2 生きもの調査は楽しいか(年代別)

問9. 田まわりの回数が増えたり、一度の田まわりの時間が長くなりましたか

約半数の農家が田まわりの回数や時間が増えたと回答しており(図9-1)、年代が上がるほど、「非常にそう思う」と回答する割合が高くなっている(図9-2)。羽茂、両津地区では「非常にそう思う」の割合が他の地域に比べ高く、どの地区においても「ややそう思う」と回答する農家は多く、田まわりの回数や時間が増えていることが分かる(図9-4)。なお、栽培歴別の特徴が読み取り難い(図9-3)。



図9-1 田まわりの時間や回数は増えたか(全体)

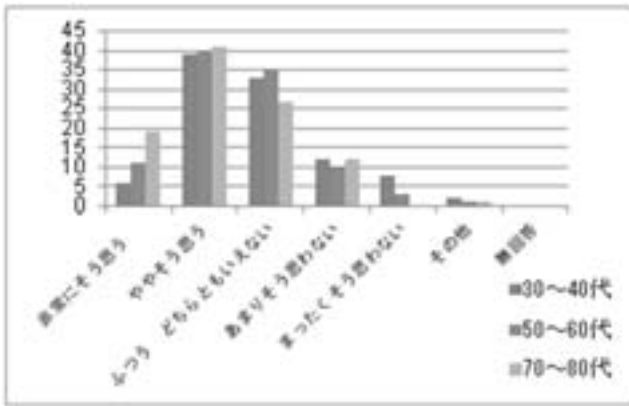


図9-2 田まわりの時間や回数は増えたか（年代別）

ている（図10-3）。さらに佐和田、真野地区では「非常にそう思う」、「ややそう思う」の回答の占める割合がほぼ5割、もしくは5割以上となっている（図10-4）。



図10-1 田まわりが楽しくなったか（全体）

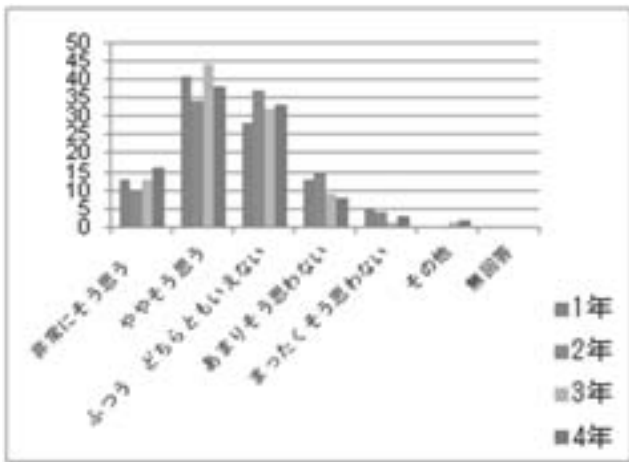


図9-3 田まわりの時間や回数は増えたか（認証米栽培歴別）

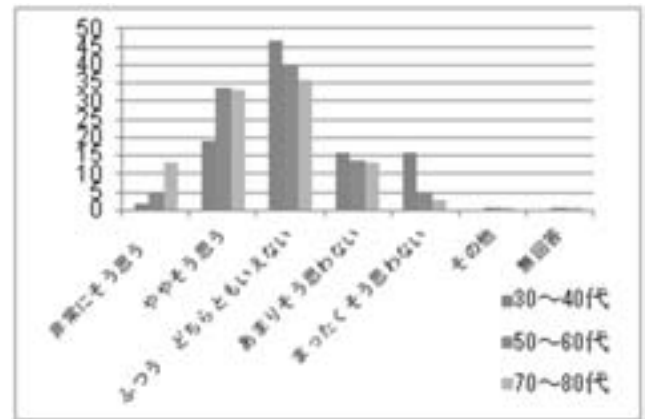


図10-2 田まわりが楽しくなったか（年代別）

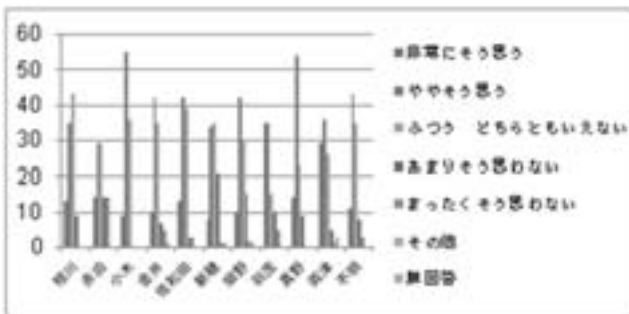


図9-4 田まわりの時間や回数は増えたか（地区別）

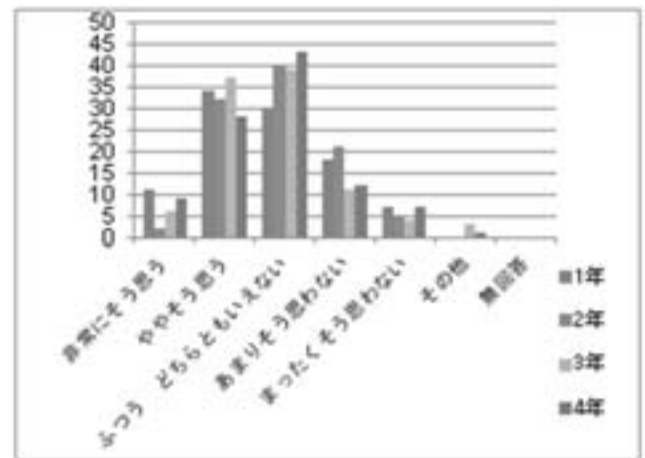


図10-3 田まわりが楽しくなったか（認証米栽培歴別）

問10. 田んぼの生きもの調査をやることで、田まわりが楽しくなりましたか

「非常にそう思う」「ややそう思う」が40%を占め、田まわりを楽しんでいる農家は多く存在することが分かる（図10-1）。30～40代の若い世代では楽しくなったという回答は少ない。年代が上がるほど、「田まわりが楽しくなった」の回答割合が高い（図10-2）。また、栽培歴1年の農家で「非常にそう思う」、「ややそう思う」の回答が多く、栽培歴が長くなるほど、「田まわりが楽しくなった」という回答はやや少なくなっ

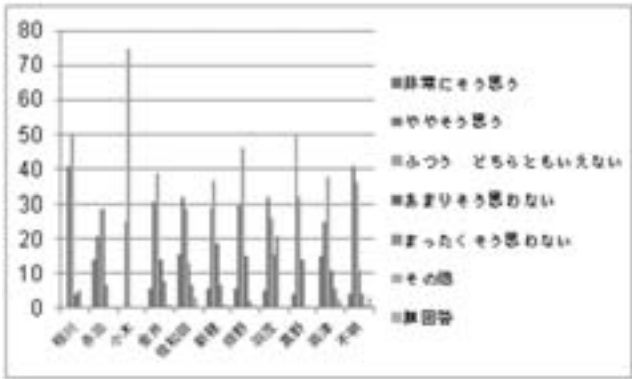


図10-4 田まわりが楽しくなったか (地区別)

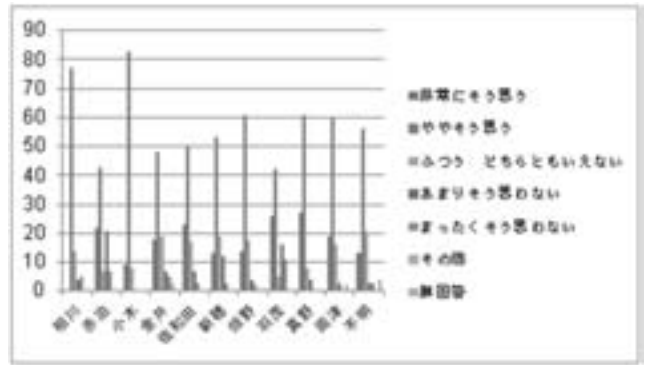


図11-3 田まわりの際、意識するものが変わったか (地区別)

問 11. 田まわりの際に意識してみるモノが変わりましたか  
 「非常にそう思う」「ややそう思う」と回答する農家が70%を占め、田まわりの際の意識が変化してきていることが分かる(図 11-1)。また、年代が上がるほど「非常にそう思う」という回答の割合は増加している(図 11-2)。一方、地区別と栽培歴別では全体との違いは特になく、田まわりの際の意識の変化には地区や栽培歴の違いにはあまり関連がないことが分かる(図 11-3、11-4)。

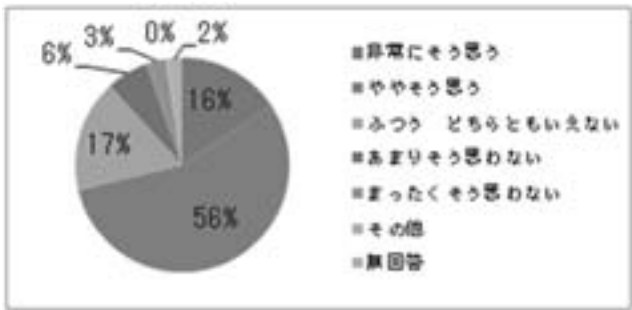


図11-1 田まわりの際、意識するものが変わったか (全体)

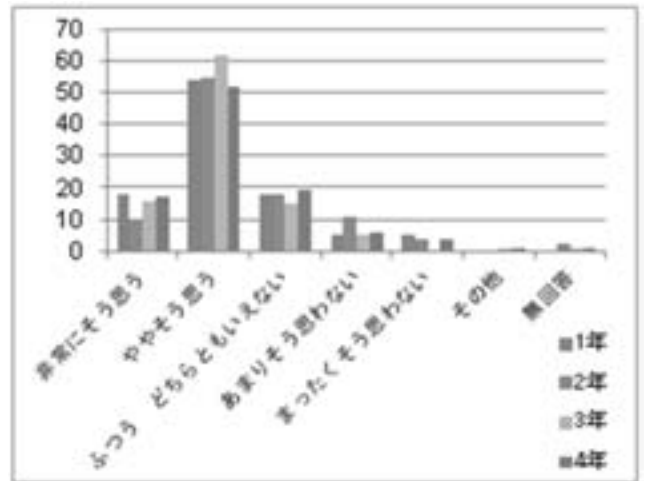


図11-4 田まわりの際、意識するものが変わったか(認証米栽培歴別)

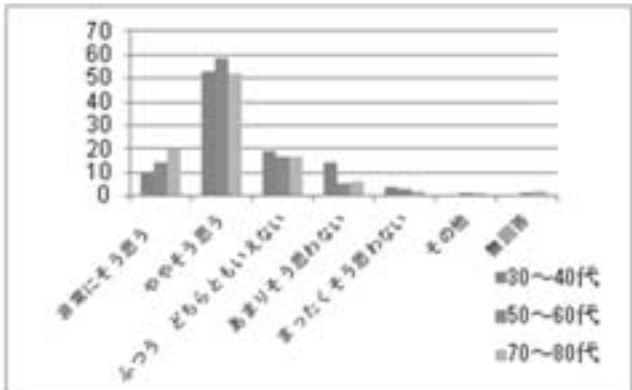


図11-2 田まわりの際、意識するものが変わったか (年代別)

問 12. 落水するときなどに、生きもののが気になるようになりましたか

「非常にそう思う」「ややそう思う」と回答する農家が68%と、生きものに対する関心が高まっていることが分かる(図 12-1)。また、年代が上がるほど「生きものを気にするようになった」との回答が多くなる一方で、30～40代では「あまりそう思わない」や「まったくそう思わない」の回答が多い(図 12-2)。なお、地区別や栽培歴別で見た場合は全体の傾向は大きな相違が見られない(図 12-3、12-4)。

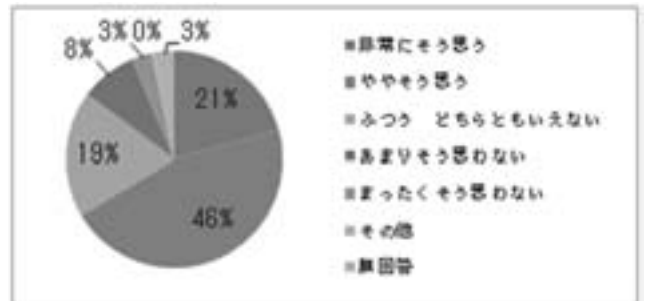


図12-1 落水の際、生きもののが気になるか (全体)





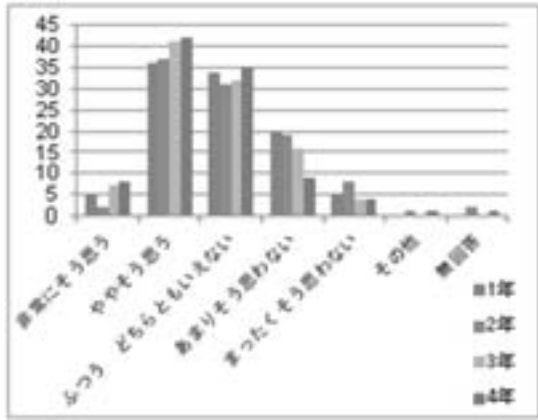


図13-4 地域の中で、生きものについて話す機会が増えたか (認証米栽培歴別)

問 14. 自分の田んぼの畔草刈作業を報酬とするといくらが適当だと思いますか

この質問に対して「無回答」が多く見られることから、農家にとって畔草刈作業に値段をつけることは難しいということが分かる。一方、あげられた金額の平均を見ると10aあたり6,020円となっている。最も高いもので100,000円、もっとも安いもので350円であるが、10aあたり2,000円前後の回答が最も多い(図14)。

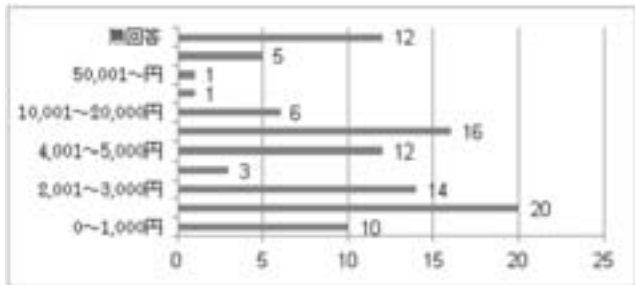


図14 畔草刈作業の報酬を決めるとしたらいくらが適当だと思うか (全体)

問 15. 今年から認証米のタンパク値6.0が追加され、この数値以上では認証米として流通しなくなり、24年度産からは5割減減と同価格になることについてどう思いますか

全体的にみると理由は異なるが、別精算でよいという回答が60%を占める。認証米として取り組んだので食味に関係なく認証米としてプールすべきという意見も24%となっている。また、認証基準が厳しくなることで、認証米の栽培をやめると考える農家も約1割いる。その他の意見として、「本当にタンパク値6.0未満の方が美味なのか。どのように栽培したらよいのかを十分周知した上で実施すべき」や「食味がタンパク値だけで決まるわけではないと思う」といった、タンパク値6.0が認証要件に加わることに對し、タンパク値と食味の関係性について、疑問を抱く農家がいることが分かる(表5)。

また、年代別に回答を見ると30~40代の若い世代では「年々要件が厳しくなるので、認証米の栽培をやめたい」回答が多かっ

た(図15-1)。どの地区においても「別精算でいい」と回答する割合は高いが、地区によって「プール計算してほしい」との回答も一定の割合を占めている(図15-2)。また、栽培歴によってもタンパク値に対する考え方が異なっていることが分かる(図15-3)。

表5. タンパク値が認証制度に加わることについての意向

①ブランド米として食味重視の観点から当然と思うので、別精算でもいいと思う	277	49%
②生きものを育む農法の掛かり増し経費は、佐渡版所得補填が交付されているので別精算で良いと思う	57	10%
③認証米として栽培したのだから、数値を超えてもプール計算してほしい	131	23%
④年々要件が厳しくなるので、認証米の栽培をやめたい	52	9%
⑤その他	33	4%
⑥無回答	26	5%

出所：アンケート結果より作成

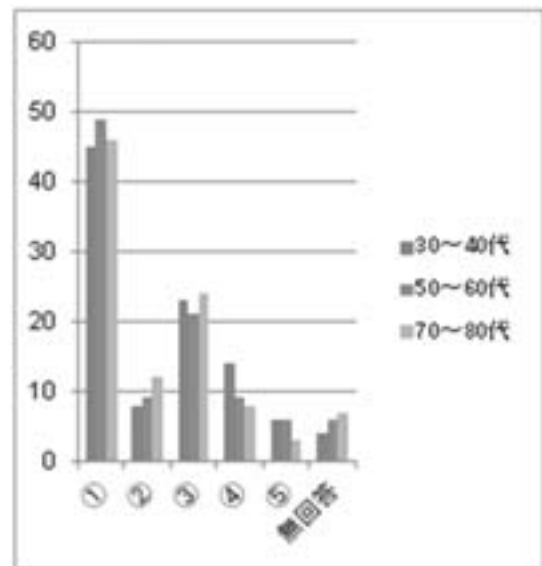


図15-1 タンパク値が認証要件に含まれることについて (年代別)

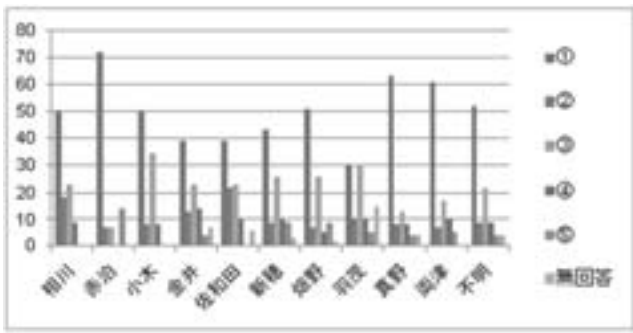


図15-2 タンパク値が認証要件に含まれることについて（地区別）

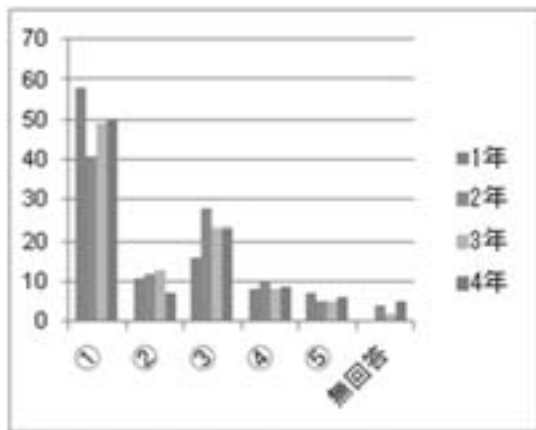


図15-3 タンパク値が認証要件に含まれることについて（認証米栽培歴別）

### 3) 考察

以上のアンケート調査結果の分析から認証制度に取り組んでいる農家の意識について下記のような考察が得られた。まずは、認証米に取り組んだ動機について全体的にみると、環境に対する意識が高く、特に年代の高い方がその傾向が強い。しかし、若い世代では補助金や助成金を目的としている農家はやや多く見られるが、このことは佐渡で農業を行うことにやりがいを感じているか否かに関連していると思われ、認証制度に取組み続けることによって農業にやりがいを感じるようになる可能性を孕んでいる。さらに、農業を行うには物理的なコストが高いと思われる条件不利地域としての中山間地ではやりがいを感じている割合が高いことも明らかになった。

次に、田んぼの役割について、米の生産以外に多面的機能を挙げる農家も多く、田んぼを単に米の生産場所としてではなく、環境保全の機能も有していると考えられる農家が多くいることが分かった。特に、栽培歴が長くなるほど、生きものが生息する場所として考える農家多い。

そして、生きもの調査については認証要件として必要である考える農家が多く、田まわりの回数や時間は増えたにもかかわらず、生きもの調査は楽しいと感じる農家も少なくない。

また、農家の意識変化は田まわりの際に意識してみるものが変わったと中干しなど落水する際に生きもののが気になったとの回答からも窺える。さらに、生きもの調査を行うことで話す機会が増えたとの回答から認証制度に取り組むことで、農家間のコミュニケーションが促進する効果が見られた。

一方、畦の草刈作業に報酬をつけることについて、抵抗感がある農家が少なくない。タンパク値が基準に追加されることについて、認証米で品質に特に力を入れなければならないと考える農家が多く、認証米として栽培したのだからプール計算してほしいという意見がある一方で、別精算でいいと考える農家多いことが分かった。

しかしながら、本研究で分析に用いたアンケート調査には回答者の経営面積や専業・兼業等の情報が含まれていないため、それらに沿った分析を行うことができない。そのため、農家に直接訪問し、聞き取りを行うことによって取り組み農家の意識のみではなく、取り組んでいない農家の意識も明らかにするのである。

### (2) 聞き取り調査

聞き取り調査は2013年12月28日～30日に行った。調査対象とする農家数は10件であり、内6名が訪問による聞き取り調査だったが、4名が電話での聞き取り調査であった。調査対象を選ぶ際には佐渡地域振興局農林水産振興部の普及員のFさんと佐渡市の農林水産課Kさんから協力をいただいた。表6は比較的詳細に回答していただいた5件の農家から得られた情報をまとめたものである。

#### 1) 調査対象の基本情報

まず調査対象者の基本状況について以下の点分かった。一点目に作付面積の規模と地区の地理的特徴との関係性が挙げられる。作付面積が10haを超える農家は国仲平野に位置しており、比較的作付面積の小さい農家は海沿いの地区に位置しているということである。二点目は、中山間地と言われる地区では10aあたりの収量が他の地区と比べ少ないことである。三点目に、個人経営の農家が多く、それらの農家のほとんどは後継者がいないという状況にあるということ。四点目に8割減農薬減化学肥料栽培や無農薬無化学肥料栽培を行う農家は少ないということである。今回聞き取り調査を行った農家の内、8割減減栽培を行う農家は2件、無無栽培は1件のみであった。

#### 2) 調査結果

農家に対しての質問は経営体の概要、生産・販売状況と認証制度への取組みの3つの側面から行い、詳細は表7に示したとおりである。

質問に対する回答の一覧は表8に示したとおりである。回答から分かることとして、まず、現在認証制度に取り組む農家は今後も続けていきたいという考えを持っていること、また認証制度に取り組んでいない農家も自分の地区で取り組む意味やそれに見合う補助があれば取り組みたいと考えていることが分かり、どの農家も認証制度に対して前向きな姿勢であることが挙げられる。また、取り組む動機として「消費者に安全安心な米を届けるため」、「生物多様性に貢献したいという思いから」、「ブランド米として高く売ることによって販売を通じてトキの野生復帰につながると考えるから」等の意見が挙げられたことから、生物多様性の保全や安全安心な農産物の生産に対して意識が高いと言える。反対に認証制度に取り組んでいない農家の理由としては、「トキの冬場の餌場として合っていない農地については取り組む意味があるのか分からない」や「水田の一枚当たりの耕地面積が小さい棚田地域ではメリットが少ない」という意見が挙げられた。どちらも認証制度に組みたくないという意見ではなく、自分の地区で取り組むことで得られる効果や取り組むためにかかる労力などを考慮した上で、取り組むことができないと判断している。しかしながら、そのような認証制度に取

り組んでいない農家も5割減農薬減化学肥料の栽培を行っていることが分かった。現在、JA 佐渡に出荷される米の9割以上は5割減農薬減化学肥料で栽培された米になっていることから、島内全体で減農薬減化学肥料栽培が拡大していることが分かる。

3) 考察

聞き取り調査から得られた考察として、まず、環境保全型農業に対する農家の意識の高さが挙げられる。認証制度に取り組んでいるかいないかに関係なく、減農薬減化学肥料栽培を行っていることから、環境に対して高い意識を持っていることが分かった。また、認証制度に取り組んでいない農家でも認証制度に対して前向きな姿勢が見られた。

5. 結論

本研究はアンケート調査と聞き取り調査の結果を踏まえて「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」に対して農家の意向が明らかになった。また、認証制度の課題としては以下のようなことが挙げられる。まず、申請の一本化である。「認証制度」と国で行っている補償事業では申請の際の書類が重複しており、特に高齢な農家にとっては負担となっているという現状が挙げられた。今後新たに認証制度に取り組む農家にとっても申請が簡略化されていた方がより事務的負担を削減することが可能となる。

また、認証制度への取組み農家数と作付面積は年々増加しており、今後は販売促進活動にさらに力を入れていく必要がある。行政側に対する聞き取り調査からは今後の取り組みとして以下のことを挙げられており、佐渡版所得補償事業制度を活かした

表6. 聞き取り調査を行った農家一覧

農家名	A	B	C	D	E	
地域	西津(松津)	金井(中興)	新穂(香木)	金井(泉)	西津(岩首)	
経営状況	専業	専業	専業	専業	専業	
経営耕地面積	5.0ha	1.3ha	2.3ha	1.6ha	1.3ha	
水稲作付面積	5.0ha	8.9ha	1.7ha	1.3ha	0.6ha	
栽培方法と面積	5割	4.0ha	7.3ha	9.4ha	9.5ha	0.6ha
	8割	1.0ha	0ha	3.0ha	0ha	0ha
	無無	0ha	0ha	1.6ha	0ha	0ha
主な生産品種	コシヒカリ	コシヒカリ、こしひき、五百万石、越後錦	酒米(2ha)、こしひき(1ha)、コシヒカリ(11ha)	コシヒカリBL	コシヒカリBL	
生産量		10aあたり480kg 全体で約43t	10aあたり7t (420~450kg)	10aあたり480kg	10aあたり390kg 全体で2.340kg	
販売量	個人販売 (冬1月:200kg)	自家用(900kg)以外		販米以外全て販売	200kg	
労働力構成	個人	個人、播種・草刈時期に1人雇用(2週間)	有限会社	個人	個人	
後継者	息子(現在は別の産業に就いている)	息子(跡を継ぐかどうかは未定)	いない	いない	いない	
※いない場合		受託地:退却 自分の2ha:未定	雇用しているので、経営できなくなることはない	小作地:地主退却 自作地:未定	集落内組織に委託	
委託	育苗:20~30a 全作業:50~70a	なし	なし	なし	育苗、収穫	
受託	なし	耕耘、代掻き:2.5ha 収穫:7ha	なし	なし	なし	

出所：聞き取り調査の結果から作成

表7. 質問事項一覧

経営体概要	地域、経営耕地面積、水稲作付面積、水稲の栽培方法とそれぞれの面積（5割減減・8割減減栽培、無無栽培）、後継者はいるか・いない場合は現在の農地はどうするか、農作業の委受託の状況
生産・販売	栽培品種、10aあたりの収量、生産量、販売量、販売方法（JAに出荷、直接販売、自宅消費等）、販売価格
認証制度	<取り組む農家に対して> ・取り組む理由（動機） ・認証制度が減額もしくは廃止になった場合、減減栽培を継続するか ・認証制度に対してどのように考えているか、問題等あるか <取り組まない農家に対して> ・取組まない理由 ・認証制度が増額した場合、取り組もうと思うか ・認証制度についてどのように考えているか、問題等あるか

表8. 農家の回答一覧

農家名	A	B	C	D	E
認証制度の有無	有	有	有	無	無
取組み開始時期	2000年～	2000年～	2000年～		
取組み理由	消費者にとって安心安全なお米を届ける。	生物多様性に多少なりとも貢献していると感じるから。	ブランド米として少しでも高く売りたい。販売することでトキの野生化対策につながる。		
今後取組みか	減産栽培増やしても売れるつもり。	今後も続けていく。	続けていく。しかし、大規模化した時にできるかという不安はある。		
※理由	安心して食べてもらうためのコは、きちんとしたものを作りたい。	ふゆみずた人ほのみの実施なので特別な努力は感じていない。	トキの野生化対策につながるかと考えているので。		
取組みない理由				トキの冬場の餌場に会ってほしい農地についてはやる意味があるのか分からないから。	棚田面積が小さい棚田地域ではほとんどメリットがないし。
増強した場合				取組みも思う。米価の下落、費用の増加で収支が赤字になれば農業を続けられないし。	取組みも思う。棚田の保護、保身に十分値する金額で、生計が立てられる政策であり、環境保護を認識できるものであれば。
販売方法	1/3: 個人販売 2/3: JAに出荷 個人: ココニ、島外へ出荷、顔写真付で販売	ほとんどがJA出荷 20袋ほどは親戚へ販売	産地: JA出荷(認証米) 1割: 直接販売 道販: 高橋農園、トキの田んぼを守る会、里田米。主に島外へ出荷。	JA一括	ほとんどが個人販売
販売価格	JAの販売価格 個人販売のもののみ。	JAの販売価格	道販(玄米価格) 産地: 22,000円/俵 無農: 30,000円/俵 ※種米の場合2割増	JAの販売価格	12,000円(玄米30%) 24,000円/俵
問題点	申請の一本化 トキが一般化した場合、どうなるのか	消費者からのどの程度理解されているのか。	産地減産栽培や無農栽培に対する補助が少ない		中山間地域に十分対応する認証制度の確立。
今後の意向	米屋とうまく連携して、消費者が求めている米を生産していきたい		地域として認証制度に取組みたい		産地強化が必要。

「生きものを育む農法」の拡大や、全島一斉生きもの調査の実施を通じて情報発信に取り組むこと、除草剤を使用しない栽培による美しい畦畔・周辺環境の維持、さらに「畦畔への除草剤使用ゼロ運動」と「野焼き防止」に取り組むことである。さらに、これらの取組みを進めるにあたり、認証体制の整備を図ると共に認証マークや米袋のデザインを作成し、消費者の認証米への認知を図っている。

しかしながら、平成25年度のJAから農家への仮渡金は前年比1,800円、前前年比400円の値下げとなり、直近3年間で最も低い価格となっている。従って、持続的に環境保全型農法を推進する上では農家の意識を把握した上で、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の効果をより分かりやすい形で農家に説明すると同時に、それぞれの地域が一体となって非農家を含めた住民からも支持を得られるような制度の設計が求められる。また、分析に当たってはアンケート調査の結果に対してクロス集計等を通じてより詳細な分析が必要であると思われる。さらに、非農家の認証米への意向も把握する必要があり、今後の研究課題とする。

謝辞

本論文の作成にあたり、調査にご協力いただいた佐渡市役所

農林水産課生物多様性推進室、佐渡地域振興局農林水産振興部、JA 佐渡管農部米穀販売課、聞き取り調査にご協力いただいた農家の皆様には深く御礼申し上げます。

参考文献・引用文献

鈴木聡・木南莉莉. 2009. 地域ブランドに関する一考察  
 田中淳志. 2011. 全国の生きものマーク米について  
 寺井友哉・小障井まみ・田中亜依・岸野麻衣子・関家昌志・萬田剛史. 2008. 豊岡におけるコウノトリブランドを用いた商品開発に関する研究  
 朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会. 2012. 佐渡地域多様な生きものとの共生指針  
 林岳. 2010. 生物多様性配慮型農業生産が地域経済に与える影響  
 一般社団法人佐渡生きもの語り研究所. 2012. 平成23年度朱鷺と暮らす郷づくりに関するアンケート集計報告書  
 佐渡市ホームページ  
 (<http://www.city.sado.niigata.jp/eco/info/rice/index.shtml>)  
 新潟県ホームページ  
 (<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1208883676097.html>)

# Study on the Consciousness of the Farm Households Introducing Environment-Friendly Agriculture: Analysis Based on the “Certification System for the Rice of Living with Japanese Crested Ibis” in Sato City, Niigata Prefecture

Miyuki ODA<sup>1</sup>, Lily KIMINAMI<sup>1\*</sup>

(Received February 13, 2014)

## Summary

As for Sado, a certain amount of effect has been brought to the rice section by enforcement of the “certification system for the rice of living with Japanese crested ibis”. However it is hardly to see the effect in other sections rather than rice. A new system based on the consciousness of the farm households which induces the effect of co-benefit among sections in the region is called for. Therefore, this paper aims to clarify the intention of farm households to the certification system through the analysis on the results of questionnaire investigation and person-to-person interview targeting to the farm households in Sato City.

*Bull.Facul.Agric.Niigata Univ., 66(2):85-104, 2014*

**Key words** : Environment-friendly agriculture, Certification system for rice, Consciousness of farm household

---

<sup>1</sup> Faculty of Agriculture, Niigata University